

「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」の策定について

1 要 旨

近年、全国各地で大規模水害が多発している中、北区でも荒川氾濫による大規模水害発生時に、住民の方々はどのように避難すれば良いのかなどが十分に理解されていない現状がある。区民と行政とで共通的な認識を持ち、また、北区住民を身体の特徴や状態により区分し、それぞれのグループごとの課題や避難行動及び行政の支援方法の方向性を定めるため、令和2年3月に「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」(以下、「基本方針」という。)を策定した。

今後、この「基本方針」について、区民周知を図るとともに、課題である要支援者支援に対する具体的な(仮称)避難行動支援計画の策定を進めていく。

なお、この「基本方針」は、検討期間中に発生し、大きな被害をもたらした令和元年台風19号の教訓を踏まえた内容となっている。

2 「基本方針」策定の経過

令和元年8～11月

学識経験者(2名)及び北区関係部・課長(5名)を委員とし、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長をはじめとする関係行政機関の主に課長級職員(5名)をオブザーバーとする専門検討部会を計2回開催した。

令和元年12月～令和2年2月

専門検討部会での検討を踏まえ、当該部会のメンバーに、町会・自治会連合会会長(6名)やPTAなど地域団体等の代表者(5名)を加えた、検討委員会を2回開催した。

3 「基本方針」

別紙のとおり

4 「基本方針」の主な内容

○「大規模水害時の避難行動の基本方針」～避難の心得五か条～

1. 自立して避難しましょう。
2. 災害を知りましょう。

3. 自宅にとどまらず、できるだけ高台に逃げましょう。
4. 本当に必要な人とのために、車避難は避けましょう。
5. 誰ひとり取り残されないようにするために、周囲の人に手を差し伸べましょう、差し伸べてもらえるようにしましょう。

○北区からの宣言

北区は全庁をあげて支援を行います。

5 町会・自治会と調整が必要な事項

- ・避難施設の開設・運営の主体について
- ・具体的な避難場所の指定等について
- ・備蓄物資支給のタイミングについて

6 今後の予定

令和2年6月～ 町会・自治会等との協議

7月 北区ニュース特集号を発行

8月～ 「基本方針」の理解促進のためのシンポジウム（2回）
を開催

9月～ 主に町会・自治会の会長・役員の方々を対象としたワー
クショップを、王子・赤羽・滝野川の地区別に計3回開催

令和3年度 「(仮称)北区大規模水害時の避難行動支援計画」の策定

＜新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた避難所の対応＞

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、避難所の3密(密閉・密集・密接)を防ぐための取り組みを進めている。